

チャートで確認！ これならクーリング・オフができる！！

クーリング・オフをするには条件があります。あなたの結んだ契約が、その条件を満たしているかどうかをチャートで確認してみましょう。以下の質問にそって進んでください。

Q1 契約場所は自宅や路上といった「営業所以外の場所」ですか？

契約した場所が営業所でも、路上で呼び止められて営業所に連れて行かれた「キャッチセールス」や、目的を告げられずに電話などで呼び出された「アポイントセールス」であればクーリング・オフは可能です。



YES

Q2 契約書の交付から「8日以内」ですか？

契約書をもっていないかったり、契約書にクーリング・オフの告知がない、価格や数量など内容の不備がある場合は、8日を過ぎてもクーリング・オフは可能です。



YES

Q3 代金は「3,000円以上」ですか？

代金が3,000円未満でも、まだ支払いが済んでいない場合はクーリング・オフが可能です。



YES

Q4 規制の対象外の商品・サービスではないですか？

自動車・自動車リースや使用してしまった消耗品、現金取引で3,000円未満の商品やサービス、葬儀、電気、都市ガスなどはクーリング・オフ規定から除外されます。

YES

あなたは、クーリング・オフができます！！

要 チェック！ こんな例外もある！！

通信販売で買った場合

× 通信販売で購入した場合は、クーリング・オフはできません。

内職・モニター商法※1、マルチ商法※2の場合

○ 契約書をもってから、20日以内ならクーリング・オフが可能です。

※1 内職・モニター商法

仕事の提供を約束して、仕事に必要な物品などの料金や登録料などの金銭負担をさせる取引。

※2 マルチ商法

販売組織に加入した人が次々に友人や知人を勧誘し、ピラミッド型に会員を増やして商品を販売していくシステム。

クーリング・オフを妨害された場合

○ 事業者からクーリング・オフできないと言われていたり、脅されるなどの妨害を受けた場合は、契約書交付から8日を過ぎてもクーリング・オフができます。

問い合わせ：役場 産業課 商工観光係 ☎45-1111 内線263